

小金井市地域自立支援協議会 (障害者支援施設検討部会)

令和7年7月30日(水)

前回協議会（令和7年5月14日開催）
からの進捗状況について

東京都に事前確認へ行ってきました。

入所施設検討のためのアンケートを実施しました。



東京都への確認状況について

令和7年5月29日（木）に
東京都 福祉局 へ障害者支援施設の
整備について事前確認に
行ってまいりました。



東京都への確認状況について

○入所施設の考え方について



①国の基本指針では令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末
時点の施設入所者数から5%以上削減する方針。

②ただし、入所待機者や都外施設入所者が一定数で推移している
現状や、障害者本人及び家族の高齢化や「親なき後」を見据え
る必要がある。

⇒ 現状を踏まえ平成17年10月1日現在の入所施設定員を超えないとする
これまでの目標を継続。

東京都への確認状況について

地域生活支援型入所施設



○東京都障害者計画では・・・

都内入所施設の**未設置地域**においては「地域生活への移行や在宅障害者の地域生活を積極的に支援する機能を強化した「地域生活支援型入所施設」を整備していく必要がある。

※既存施設については地域生活支援型入所施設への転換を進める。

東京都への確認状況について

障害者（児）施設整備基本指針



基本指針

< 地域生活支援型入所施設 >

○ 真に必要と認められるもの

- 1 区市町村の障害福祉計画に、入所施設の必要性が明確に位置づけ
- 2 居宅生活支援サービスの機能
入所者の地域生活移行に向けて積極的な施設運営
- 3 入所施設以外の施策では適切な対応が困難なニーズが存在
- 4 整備に着手しなければならない緊急性や地域の事情が存在
- 5 関係区市町村等において、施設サービスと居宅サービスのバランスのとれた整備
居宅サービスについても積極的取組

○ 都内における未設置地域

○ 日中活動支援として「自立訓練」「就労移行支援」を行う整備を優先

○ 改築・大規模修繕は、地域生活支援型入所施設への転換を図る整備を優先

※東京都障害者（児）施設整備基本指針より抜粋

東京都への確認状況について

障害者（児）施設整備基本指針



< 地域生活支援型入所施設 >

○ 全室個室またはユニット（小規模生活単位）型

○ 以下の条件を1つ以上

整備要件

- 1 施設外に日中活動の場を確保
- 2 日中活動の場として自立訓練又は就労移行支援を併設
- 3 地域の障害者に対する24時間相談を実施
- 4 ショートステイを併設
- 5 グループホーム整備、バックアップに関する計画

※東京都障害者（児）施設整備基本指針より抜粋

○今後の方向性について



⇒ 区市町村と連携し入所待機者等の実態把握に努めるとともに、平成17年10月1日現在の入所施設定員7,344人を超えないとする計画の目標を継続する。

⇒ 新たな施設入所者については、施設入所が真に必要な障害者に限られるべきであることを留意する。

※東京都障害者計画（令和6年度～令和8年度）より抜粋



各年度の入所施設の定員

(単位:人)

平成 17 年 10 月実績	30 年度末 実績	令和元年度末 実績	2 年度末 実績	3 年度末 実績	4 年度末 実績	8 年度 計画
7,344	7,370	7,398	7,400	7,367	7,408	7,344

※ 都外施設の定員を含みます。また、定員の実績は、各年度末の翌日 4 月 1 日の定員によります。

※ 対象となる施設には、障害者支援施設のうち旧身体障害者更生施設から移行した施設を除きます。

※ 平成 29 年度末実績以降の数は、障害児入所施設から障害者支援施設への移行による定員増分（140 人）を除きます。

福祉施設入所者の地域生活への移行に関する成果目標

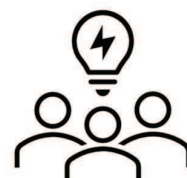
事 項	令和 8 年度末 目標	令和 4 年度末 実績
施設入所者（入所施設定員）数	7,344 人	7,408 人

※東京都障害者計画（令和 6 年度～令和 8 年度） P 1 7 8 参照

○今後の方向性について

⇒ 小金井市障害者計画において、入所施設整備について、明記されている。

⇒ 市として、真に入所施設を必要とする方々のニーズ把握に努めることが必要となる。



基本施策（2）施設サービス

① 施設サービスの充実

事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
1 居住系サービス事業	居住系サービス事業には、施設入所支援・介護サービスを含む共同生活援助（グループホーム）がありますが、 <u>市内には入所施設がないことから、施設での生活を余儀なくされている人は他市の入所施設を利用しているのが現状であるため、事業所の新規開設に向けた取組を進めます。</u> また、障がいのある人の地域移行が求められる中、グループホームなどの居住環境の整備・充実に努めます。	居住系サービス事業所数	15事業所	充実	自立生活支援課
2 通所系サービス事業	通所系サービス事業には、療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）がありますが、市内には利用希望が高い知的障がい者が通う生活介護事業所が不足しているため、整備・充実に努めます。 また、市内の利用の現状を的確に把握できるよう、連携体制の強化を図ります。	通所系サービス事業所数	23事業所	充実	自立生活支援課

ニーズ把握に努める



アンケート
調査実施

